



Title	13～14世紀モンゴル語命令文の書式に関する文献学的研究
Author(s)	松川, 節
Citation	大阪大学, 1998, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/40514
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

氏 名	まつ かわ たかし 松 川 節
博士の専攻分野の名称	博 士 (文 学)
学 位 記 番 号	第 1 3 5 9 4 号
学 位 授 与 年 月 日	平成10年3月25日
学 位 授 与 の 要 件	学位規則第4条第1項該当 文学研究科史学専攻
学 位 論 文 名	13～14世紀モンゴル語命令文の書式に関する文献学的研究
論 文 審 査 委 員	(主査) 教 授 森安 孝夫 (副査) 教 授 濱島 敦俊 教 授 合阪 學 教 授 片山 剛 助教授 荒川 正晴 助教授 桃木 至朗

論 文 内 容 の 要 旨

モンゴル時代に皇帝や諸王たちによって発令された命令文は、ユーラシア各地で用いられた様々な言語・文字で残されている。しかしながらそのなかで、統治者の母語であるモンゴル語で記された命令文が占める位置については、従来、過少評価されてきた。本稿はこのモンゴル語命令文を中心に据え、その徹底した文献学的研究を行なったうえで歴史学的考察に及び、「モンゴルの統治理念」や「モンゴルの支配システム」がいかなるものであるかを明らかにしようとするものである。本文は、「はじめに」、第1～4章、「おわりに」からなり、枚数は約500枚（400字詰め換算）である。

「はじめに」においては、13～14世紀モンゴル語命令文が単なる命令ではなく、モンゴル政権がその帝国領内各地を統治する際の法的根源になったという見通しを提示した。

第1章「モンゴル時代命令文の分類」では、まずモンゴル時代にユーラシア各地で発令された各種の命令文を、研究史をふまえて概観する。そしてそれらを分類するために「地域」と「伝存形態」という2つの指標を設ける。地域としてはモンゴル帝国の中核となる大元ウルス（元朝）を対象とし、史料形態としては、もっとも重要性の高い文書原物を中核とし、碑刻を補助とする方針が示される。

第2章「史料訳註」は、大元ウルスで発令されたモンゴル語命令文として現時点で知られている全37件について、史料の写真、テキストのローマ字転写、日本語訳、註を付したものである。この37件の史料には、1990年代になって中国のチベット自治区から発見された5件を含む文書原物13件と、1988年に中国河南省登封県の少林寺から新たに発現し、1993年に筆者らが世界に先がけて訳読と研究を発表した『少林寺聖旨碑』が含まれており、最新の史料状況を反映したものになっている。

第3章「大元ウルス命令文の書式」では、大元ウルス時代に発令されたあらゆる形式の命令文を仔細に考察し、あわせてその雛形、枠組みを提示することによって、「大元ウルス書式」とはどのようなものであるかを具体的に定義づけた。その分析の結果、大元ウルス命令文によって体现されている「モンゴルの統治理念」を抽出することができた。すなわち、①今まで碑刻や編纂史料のみを使って行なわれてきた書式研究に対して、あくまでも文書原物を中心にして分析することにより、命令文内部における「改行形式」が権威の序列付けを意味していることを指摘し、②命令文の「冒頭定型句」と名付けられた定式が、実は、皇帝を頂点とする大元ウルスにおける権威の序列を示しており、③さらにその皇帝の権威は、唯一無二の「とこしえの天」と、チンギスに始まる歴代のモンゴル皇帝のカリスマ性と

いう二段構えによって、はじめて正統とみなされることを明らかにした。

第4章「大元ウルス書式の成立過程」では、大元ウルスの成立から時代を遡り、チンギスをはじめとするモンゴルの歴代皇帝が、いかなる統治システムを運用していたのかを検討し、チンギス〜クビライまでのモンゴル皇帝官房における文書行政の実態を示す史料を逐一提示し、命令文の書式がモンゴル内部で生成されていく過程を考証した。その結果として、チンギス=カンを始めとする歴代モンゴル皇帝が、その配下にウイグル・契丹・女真・漢など、様々な文化的背景を持つ者を加え、各々の伝統に則った文書行政を試行させた中から、最終的に大元ウルス書式が成立したことを明らかにした。

「おわりに」では、以上のまとめと今後の展望が示される。

論文審査の結果の要旨

本論文は、旧稿において筆者みずからが提唱した「大元ウルス書式」を指標とし、それに対応する37件の命令文を取りあげて文献学的研究を施し、さらにこの特異な書式の背景に存在するモンゴルの統治理念を、歴史学的に浮き彫りにしたものとして、高く評価できる。「成文法を持たない、慣習法中心の法体系」によるモンゴルの統治システムの下、一切の法的権限は歴代皇帝ひとりのみが所有することとなり、被支配領域においては、その権限の一部が、そこに存在する様々な性格の権力集団のトップたる人物に委任され、それぞれがその権限内で、各自の裁量に基づく統治を行っていた。この「集団主義による一元的統治体制」ともいうべきモンゴルの統治システムが具体的に実現された場が、各種の命令文であったのである。さらに言えば、この理念に則る命令文が、初めは口頭によって伝達されたのに、徐々に文書による方式に変わり、クビライ即位後の大元ウルスでは、その書式さえ定型化していったのである。

本論文は、これまで個々別々に研究されてきたモンゴル時代命令文を、みずからの先行研究の上に立脚して総合的に把握し、それをモンゴル時代史全体の脈絡の中でとらえ直そうとした意欲的な業績である。本審査委員会は、本論文が博士（文学）の学位にふさわしいものと認定する。